

令和6年度 第7回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和6年10月10日(木) 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 会議室			
出席委員 (12人)	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広	5番 丸山 環
	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦	9番 足立 紀美世
	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	1番 安谷 潔美			
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	秦野 英作		
欠席推進委員 (2人)	澤田 光秋	山本 智彦		
事務局	事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第31号 非農地証明申請について 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について 議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

<p>議長 全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和6年度 第7回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和6年度 第7回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、1番安谷委員です。なお、推進委員の欠席者は澤田委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、5番 丸山委員、6番 小前委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1ページをご覧ください。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号9番 農地の所在 大字出上 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積217㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人が譲渡人から10年以上前に借り受け家庭菜園として利用していた申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に自家用野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号10番 農地の所在 大字赤碕 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積499㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、申請地南側の隣接農地に住宅建築を予定しておられる譲受人が、合わせて家庭菜園も所有したいと希望されたことから、譲渡人との協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は自家用野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>なお、この後で委員の皆さんに審議をしていただく議案第30号の申請番号5番に、同一の申請人による一般住宅への転用申請が付議されています。</p> <p>以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないた</p>

議長	<p>め、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページから5ページをご覧ください。議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>なお、本案件は今年4月に転用事業がすでに完了していることから、追認許可についての審議を行っていただくものとなります。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字公文 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,580㎡。申請人は琴浦町内の個人、転用事由は植林になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していることから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。本案件の申請地は、申請人の自宅から車で5分の山の中に位置する、東側、西側、北側の三方向を山林に囲まれた土地で、昨年までは小豆やサツマイモを耕作しておられたそうです。しかし、申請人自身が89歳と高齢となったことや、申請地が徒歩で通作するには遠い場所に位置しているため、車の運転が困難になれば農地としての管理が難しくなると考え、同居されている家族の方とも相談を行った結果、植林することを思い付かれたいうことでした。その際に申請者は、もともとは山林であった当該土地を農地ではないと勘違いし、農業委員会への相談や農地転用申請は不要だと誤った判断をされたことから、今年3月末に [REDACTED] にヒノキの苗木320本を発注し、4月に家族の方が植林を行ってしまわれたという説明を受けています。</p> <p>9月12日に上郷地区の農地パトロールを行った際、違反転用状態であることが判明し、申請者に対して農業委員会から指導を行った結果、今月の総会に追認という形で転用申請をされたものになります。</p> <p>本件申請地は、中山間地に存在する小集団の農用地区域外農地の中に位置した土地で、土地改良事業等は施行されていません。植林転用の事</p>

	<p>業用地として当該土地以外に適地はなく、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われまし、隣接農地の耕作者及び所有者の方からの同意も得ておられるなど、その他の転用許可基準も満たしていると認められることから、許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>5ページの説明図では、南側隣接農地の境界付近まで苗木が植栽してありますが、隣接境界から5m距離を取って植林しなければならないという琴浦町農業委員会が定める内規に従って、境界に最も近い南側一列部分の苗木を抜去することを申請人は約束されました。</p> <p>また、申請人は無断転用となってしまったことを深く反省し、今回の件により農地法の手続きについてよく理解をしたうえで、今後は適正に申請を行うことも約束されましたので、これらの事情から総合的に見て、当該土地について原状回復を求める公益上の必要性はなく、追認許可を行うことが適当であるものと考えます。また、本日の総会に先立って開催された農地委員会の場で、申請人から聞き取りを行った違反転用に至るまでの経緯と、発覚後の指導状況等について参加された委員の皆さんに説明をさせていただきました。以上です。</p>
<p>議長 中本委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>10月1日に潮委員、地区担当の桑本委員、毎田事務局長、私の4人と、申請者の方にも立ち会っていただき現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、XXXXXXXXXXから北に1kmほど離れた山の中に位置する、土地改良事業が行われていない土地で、申請地一帯にはヒノキの苗木が植えてありました。</p> <p>申請者の方からは、違反転用に至ったいきさつについて聞き取りを行ったほか、琴浦町農業委員会が定めている内規に従って、隣接農地の境界から5m離して苗木を植えていただきたいと伝えました。</p> <p>それに対して申請者の方は、今回の件は転用申請が必要であることを知らずに行ってしまったと反省しておられ、転用土地を管理する道を確保するために、隣接境界近くに植えた一列分の苗木を抜くと話しておられました。</p> <p>最後に、今後は農地を農地以外のものにする際には、地区担当委員に事前に相談していただくことをお願いし、出席者全員で確認をしました。以上です。</p>
<p>議長 石賀委員</p>	<p>総会に先立って行われました、農地委員会の報告を石賀農地委員長をお願いします。</p> <p>協議会の前に農地委員会を開催し、今回の違反転用事案についての対応を農地委員の皆さんと協議を行いましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>今回の違反転用事案は、上郷地区の農地パトロールの際に発覚したもので、違反転用に至った経緯などについて事務局から説明を受けたうえ</p>

<p>議長</p>	<p>で、委員の皆さんから頂いた意見をまとめ、その対応について農地委員会としての判断を決定しました。</p> <p>結論としましては、今回の違反転用は故意に行ったものではなく、申請地が以前は山林だったことにより、誤った認識をされてしまったために起こった事案だということで、追認許可をしても問題はないという判断をさせて頂きました。</p> <p>また、今後はこういった事案が起こることのないように、町のホームページや広報等で周知徹底を図ってみたいという意見もありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認、農地委員会の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思ひます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページから12ページをご覧ください。議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めます。</p> <p>申請番号4番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字浦安 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積415.42㎡の内214.21㎡。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は704.44㎡となっています。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。申請事由は「一般住宅建築のため」となります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは不要となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。譲受人世帯は令和2年にUターンで琴浦町に戻り、一時的な仮住まいとして譲受人の妻の実家で暮らし始めて4年が経過しているそうです。その間に2人の子どもが誕生し、現在の住居では手狭になってきたことや、子どもの小学校入学前に生活環境を整えることを目的に居宅の新築を計画し、浦安小学校区内で適地を探しておられたということでした。</p> <p>そうした状況の中、面積的に要件を満たしている本件申請地を、子育てを行っていく上で利便性が良いと考えた譲受人と、県外居住者のために今後も耕作する意思のない譲渡人との思いが一致したことから、土地</p>

選定を行い転用申請をされたものです。

工期は許可日から令和7年3月末までの予定です。

土地造成等について説明します。申請地は南側町道よりも30cmから80cm程度低くなっていますので、同じ高さになるまで真砂土で埋め立てたうえで整地を行います。その後、建築面積140㎡の平屋建て住宅の建築、自家用車2台分と来客用2台分の駐車スペース、家庭菜園66㎡、譲受人が愛好しているBMXという自転車競技の練習場120㎡を整備する計画です。

資金調達計画については、土地買収費■■■■円、埋立整地費及び建築費■■■■円、その他費用■■■■円の合計■■■■円に見合う金融機関の融資証明書が添付されています。なお、1㎡当たりの土地買収費は約■■■■円になります。

被害防除計画について説明します。申請地の東側は農地及び小屋が建っている宅地、西側は近隣の水道工事が資材置き場として使用されている雑種地、南側は道路、北側は農地に接続しています。

なお、西側の雑種地■■■■については、平成29年に県の農地転用許可を受けて転用事業が行われています。

土地造成工事では南側の町道と同じ高さまで真砂土を埋め立てる計画で、外周には高さ80cmのL型擁壁を設置するため土砂は流出しません。住宅は平屋建てで軒高は4.6mとなりますが、北側の隣接農地の境界から最低6m離して建築するため、日照、通風の影響はないと思われます。

また、建物からの雨水については、敷地内に設置する雨水浸透枡を経由させて道路南側の既存水路に放流、生活排水は公共下水道に接続して処理する計画となっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は琴浦町役場本庁舎から500m以内の地点に位置しており、琴浦町東伯地域の中心市街地に近接していることから「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

なお、一般住宅への転用許可面積は500㎡以内が一般的であると誤った認識をしていたため、委員の皆さんにもそのように説明をしていましたが、申請面積が500㎡を超えている場合であっても、真に必要と認められるということであれば許可が下りるといった扱いに、現在は変更となっています。

申請番号5番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字赤碕■■■■、登記簿地目 雑種地、現況地目 畑、面積704㎡の内573.01㎡。申請地は他に雑種地が1筆あり、2筆の

<p>議長 中本委員</p>	<p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地はJR赤碕駅から500m以内の地点に位置しており、琴浦町赤碕地域の中心市街地に近接していることから「第2種農地」に該当するものと考えます。</p> <p>許可根拠規定については、「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>申請番号4番について報告します。10月1日に潮委員、地区担当の安谷委員、毎田事務局長、私の4人で現地確認を行いました。なお当日は、申請者の奥さんのお父さんも現地確認に同席されました。</p> <p>申請地は[]の南側に位置している、土地改良事業が行われていない農地です。9ページの説明図の写真では草が伸びていますが、現地確認に行った際には草が刈ってあり、土が見える状態となっていました。町道の南側に既存の側溝があり、敷地内の排水は道路に暗渠を施して流すこと、上下水道については自力で管を設置すること、隣接農地への進入路は確保済みであることなどの説明を受けました。住宅への転用はやむを得ないと感じましたが、700㎡を超える申請面積が妥当かどうかについては、委員の皆さんのご意見を聞いてみたいと思っています。</p> <p>申請番号5番について説明します。10月1日に潮委員、赤碕地区担当の入江委員、毎田事務局長と私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は[]のすぐ北側にあり、現在は何も耕作はされていませんでした。申請地の北側には隣接農地がありますが、進入路を整備することにより通作ができること、転用申請地からの雨水は南側町道わきに新たに設置する側溝へ流すこと、また、新設する側溝の東側にある側溝は個人が所有するものですが、排水を流すことについて承諾が得られていることなどから転用を認めてもよいと感じています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(石賀委員より挙手あり)</p>
<p>石賀委員</p>	<p>申請番号4番について質問します。今回の申請面積は約700㎡と通常よりも大きな面積となっていますが、その中に自転車の練習場120㎡が含まれているのは問題がないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請の際に聞き取りを行ったところ、鳥取県内にはBMXの練習場が3ヶ所しかなく、頻繁に通うことが出来ないことから練習場の整備を計画されたそうで、この120㎡という面積は安全を確保するうえで必要な面積だということです。なお、県にも土地利用計画図を事前に提出して確認を取ったところ、申請面積が転用事業を行う上で真に必要なかどうか判断の分かれ目になると、担当者からは回答を得ています。</p>

議長	<p>基本的に許可される申請面積は、一般住宅が500㎡まで、農家住宅が1,000㎡までと認識していましたが、それは誤りであり、500㎡を超える一般住宅の場合でも許可されることになっています。</p> <p>その他質問等ありますか。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>申請面積が1,000㎡を超える農家住宅への転用申請についても、同様に許可が下りるといえることでしょうか。</p>
議長	<p>申請面積が真に必要なだと判断されれば、許可が下りるものと考えます。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p>
	<p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>
	<p>(挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第31号 非農地証明申請についてですが、幅田委員が関係委員に該当しますので退席をお願いします。</p>
	<p>(幅田委員の退席を確認)</p>
	<p>議案第31号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページから16ページをご覧ください。議案第31号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号11番 農地の所在 大字別宮 XXXXXXXXXX、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積626㎡、判定地目は山林原野です。申請事由の概要については、「昭和60年頃に祖父が植林した為、山林となっている。」というものです。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していること、植林を行ってから20年以上経ち山林の様相を呈しており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>現地確認の報告をお願いします。</p>

<p>中本委員</p> <p>議長</p>	<p>10月1日に潮委員、地区担当の幅田委員、毎田事務局長、私の4名で現地確認を行いました。申請地は県道東伯野添線を三本杉方面に進んだ、 の手前に位置する一面が山林の状態となった土地です。16ページの説明図にもありますように、木の幹はだいぶ太くなっていましたので、事務局の説明どおり植林後20年以上は経っていると思いますし、長年山林として下草刈り等の管理がされている状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(幅田委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第32号 農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>17ページをご覧ください。議案第32号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号364番 農地の所在 大字槻下 、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4,793㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。10a当りの借賃は 円、始期は令和6年10月11日、終期は令和11年10月10日、期間は5年間で新規、内容はミニトマトとなっています。</p> <p>申請番号365番から20ページの申請番号369番までの、外5件についてはご覧のとおりです。</p> <p>21ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号370番 農地の所在 大字赤碕 登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,474㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和6年10月11日、終期は令和9年10月10日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号371番から23ページの申請番号374番までの、外4件についてはご覧のとおりです。</p>

議長	<p>24ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号7番 農地の所在 大字公文 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積958㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は2,056㎡となっています。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年10月31日となっています。</p> <p>申請番号8番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記、現況地目ともに田、面積2,980㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の個人で認定農業者です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年10月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係委員に該当する幅田委員は退席をお願いします。</p> <p>(幅田委員の退席を確認)</p> <p>議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の説明に入る前に、申請の取り下げがありましたので報告させていただきます。取り下げの申し出があったのは、26ページの申請番号73番から29ページの申請番号79番までの7件と、30ページの申請番号81番、31ページの申請番号82番の2件の合計9件で、農地面積または借受人の変更が生じたことにより、申請当事者から取り下げ願いが提出されました。このため本日は、申請番号71番、申請番号72番、申請番号80番の3件についてご審議いただくこととなりましたので、よろしく願いいたします。それでは議案の説明に移りたいと思います。</p> <p>25ページをご覧ください。議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めま</p>

	<p>す。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号71番 農地の所在 大字鉾 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積4,215㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和6年12月1日、終期は令和11年11月30日、期間は5年間で新規、内容は飼料作物となっています。</p> <p>申請番号72番については、ご覧のとおりです。</p> <p>30ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号80番 農地の所在 大字三本杉 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,306㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は無償、始期は令和6年12月1日、終期は令和16年11月30日、期間は10年間で新規、内容はWCSとなっています。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
石賀委員	<p>(石賀委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>取り下げとなった申請番号81番と82番について質問します。貸付人、借受人が同一人物となっていますが、こういった場合でも機構を通した利用権設定を結ばなければならないのでしょうか。</p> <p>石賀委員より質問のありました2案件だけではなく、今回取り下げとなった9案件はいずれも補助事業が関係するものですので、貸付人と借受人が同一であっても、担い手機構を通した3者契約を結ばなければなりません。</p> <p>なお申請地は、農地パトロールの出発式後に現地確認に行った平和地区の造成事業が行われた土地で、土地所有者が機構に16年間農地を貸し付けて造成工事を施工し、工事が全て完了したら担い手農家に貸し付けて耕作してもらわなければならないので、近いうちに改めて申請が出てくるものと考えています。</p>
石賀委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p>
中本委員	<p>(中本委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>その補助事業を活用するには、借受人が10年間以上借り続けなければならないといった条件があるのでしょうか。</p> <p>今回取り下げとなった案件を例にしますと、令和元年11月11日か</p>

<p>中本委員 議長</p>	<p>ら令和17年11月10日までの16年間、土地所有者と担い手育成機構との間で貸借契約を結び、土地の造成工事を何年間か行い今年の7月に耕作可能な状態になりましたので、借受人が終期まで貸借契約を結ばなければなりません。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、特に異議なしとすることとします。</p> <p>(幅田委員の復帰を確認)</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、10月1日に行われた農家相談の報告を潮委員にお願いします。</p>
<p>潮委員 議長 丸山委員 議長</p>	<p>(農家相談2件報告)</p> <p>丸山農政委員会長より婚活イベントについて報告があります。</p> <p>(婚活イベントについて報告)</p> <p>総会を通して皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p>
<p>村上委員</p>	<p>今月の総会議案に関係する質問というわけではありませんが、登記簿地目が雑種地、現況地目が田や畑といった土地に転用申請が出された場合、現況地目の判断は誰がどのように行うのでしょうか。</p> <p>また、申請時点での現況が農地ではないと判断される場合であっても、総会に諮る必要があるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>村上委員の言われるような土地が、5条申請の申請番号5番でも1筆ありました。現況地目については固定資産の評価地目や、農地台帳に載っているかどうかで判断を行うこととなりますが、転用申請や非農地証明申請の場合には、申請人から事前に相談のあった段階で事務局が現地確認を行い、改めて農地性があるかどうかを判断することとなります。</p> <p>なお判断が難しい土地については、委員の皆さんや税務課の評価係にも現地確認への同行をお願いする場合があります。</p>
<p>村上委員 議長 村上委員 議長</p>	<p>現況地目については、税務課が随時把握をしているという理解で良いのでしょうか。</p> <p>そういうことになります。</p> <p>分かりました。</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和6年度 第7回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>

